

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金 みずほ銀行神田支店他	運転資金として	5,767,617	
流動資産合計				5,767,617	
(固定資産)	基本財産	基本資産	貸付信託 三井住友信託銀行 日本橋営業部	公益目的保有財産として管理されている預金	220,000
			定期預金 三井住友信託銀行 本店営業部	公益目的保有財産として管理されている預金	280,000
			定期預金 みずほ信託銀行本店	公益目的保有財産として管理されている預金	1,000,000
	特定資産	退職給与積立資産	定期預金 三井住友銀行神田支店	事務職員退職のための積立資金であり、資産取得資金として管理されている預金	1,370,951
			国際交流準備 積立資産	定期預金 みずほ信託銀行本店	国際交流事業の積立資金であり、資産取得資金として管理されている預金として使用している。
	その他 固定資産	事務所賃借保証金	公益事業活動の場として借り上げている事務所の保証金	1,487,640
固定資産合計				5,166,818	
資産合計				10,934,435	
(流動負債)	前受会費			4,942,400	
	未払金	職員への給料	締計上分後	134,100	
流動負債合計				5,076,500	
(固定負債)				5,857,935	
	退職給与引当金	従業員に対するもの		0	
	長期借入金			0	
固定負債合計				0	
負債合計				5,076,500	
正味財産				5,857,935	

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、賃借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。
確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、賃借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。